

長野県と株式会社LDH JAPANとの包括連携協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社LDH JAPAN（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が掲げる「しあわせ信州創造プラン 2.0」の実現と、乙が掲げる「Love+Dream+Happiness」の経営理念の展開に向け、甲及び乙の緊密な相互連携と協働のもと、心豊かな社会と子供たちが夢を持てる未来に貢献し、創造的な活動等を推進することにより、地域の様々な課題に適切に対応し、もって地域社会の活性化と県民生活の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）教育に関すること
- （2）オリンピックレガシーの有効活用に関すること
- （3）地域文化・スポーツの振興に関すること
- （4）観光の振興に関すること
- （5）グローバルNAGANO戦略プランに関すること
- （6）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携事業を実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない場合は、更に3年間更新されるものとし、その後についても同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定の目的のためにのみ使用するものとし、また第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、甲及び乙はその都度誠意を持って協議しその変更を決定するものとする。

(疑義の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月20日

甲：長野県長野市南長野字幅下 692-2
長野県知事

乙：東京都目黒区東山 1-2-2 目黒東山スクエアビル 4F
株式会社LDH JAPAN
代表取締役